

主 文

被告人を懲役 1 年に処する。

この裁判が確定した日から 3 年間その刑の執行を猶予する。

福岡地方検察庁で保管中のコカイン 1 点（令和 6 年領第 9 9 1 号符号 1）を没収する。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人は、

第 1 法定の除外事由がないのに、令和 6 年 2 月上旬頃から同月 1 7 日までの間に、日本国内において、麻薬であるコカイン又はその塩類若干量を自己の身体に摂取し、もって麻薬を施用し、

第 2 みだりに、同日、福岡県中央警察署刑事第一課調室 1 において、麻薬であるコカインを含有する粉末少なくとも 0. 3 2 9 g（同年領第 9 9 1 号符号 1 はその鑑定残量）を所持した。

（証拠の標目）

省 略

（弁護人の主張に対する判断）

1 弁護人は、被告人は大麻所持の被疑事実で現行犯人逮捕されたが、同逮捕の合憲性を示す証拠は提出されておらず、この件について勾留も起訴もされなかった以上、同逮捕やこれに引き続く捜査全般は違憲違法であり、その過程で収集された全証拠は排除されなければならないこと、特に、被告人は、同逮捕後、福岡県中央警察署の取調室において、手錠をかけられたままその同意なくズボンと下着の中を見られて手を突っ込まれるという重大な違法捜査（性加害）を受けており、同捜査やそれから派生した手続によって収集された証拠は証拠能力が否定されることなどを理由に、被告人は無罪である旨主張するので、判断する。

2(1) A 警察官、B 警察官、C 警察官、D 警察官、E 警察官の各供述を含む関係

証拠によれば、本件捜査の経過は、次のとおりである。

ア A警察官は、令和6年2月17日午前1時30分頃、福岡市a区bのcにおいて、B警察官が運転するパトカーに乗っていた際、被告人が、ほか3名と歩いており、パトカーを見て驚いた表情をし、歩く速度を上げたため、不審を抱いて職務質問を行うことにし、パトカーから降りて被告人らに声をかけに行こうとしたところ、うち1名が、急に反転し、バッグを遺留して逃走したことから、追跡したものの、見失い、バッグを拾って、B警察官が被告人ら3名に声をかけている場所（以下「本件現場」という。）へ戻った（なお、被告人は、「職務質問を受ける直前、一緒に歩いていたのは2名であり、パトカーを見て驚いた表情をしたり、歩く速度を上げたりしたことはない。その際、1名がバッグを遺留して逃走した記憶はない」旨供述するが、A警察官とB警察官は、前記のとおり的事实経過について、おおむね一致する供述をしており、その信用性を疑わせる事情はない。）。

イ A警察官が、職務質問に応じていた被告人に対し、逃走した人物や遺留されたバッグについて知っているかと質問すると、被告人は知らないと答え、「危ないものはないと思うけど、持ち物を確認させてくれないか」などと言って所持品検査の承諾を求めると、被告人は「分かった」と言って上着の左側内ポケットから二つ折りにされた四、五枚の紙幣を取り出した。

ウ A警察官は、紙幣の間に小さな透明ビニール袋に入った緑色の植物片（以下「本件植物片」という。）が挟まっているのを観察し、大麻だろうと思い、「これ何だ」と質問すると、被告人は、「知らない。分からない」などと言ってそれらの物をズボンの右側後ろポケットに入れ、A警察官の提示の求めに応じなかった。その後、B警察官の応援要請を受けた複数台のパトカーが順次本件現場に到着し、警察官が10名程度となり、職務質問の対象者1名に対して警察官2名程度が対応したほか、残りの警察官が写真撮影や時系列の作成、付近の交通誘導を行った。A警察官は、引き続き被告人に対する職務質問を行い、その承諾を得てズボンの外側から右側後ろポケットに手を触れると、異物を感じ、大麻様のにおいがしたため、「ここににお

いがするけど、もう出してくれ」と言って所持品の提示を求めたが、被告人は応じなかった。しかし、同日午前1時40分頃、応援に来た警察官が所持品検査用の箱を示しながら所持品の提示を求めると、被告人は、ズボンの右側後ろポケットに入っていた紙幣と本件植物片を取り出してその箱に入れ、A警察官から「これは何か」と質問されると、「大麻だというのは分かるが、俺のじゃない」「ほかのやつらは関係ない」などと言った。B警察官は、本件植物片について、大麻の予試験を実施する必要があると考えたが、その用具を携帯していなかったため、福岡県中央警察署刑事課に応援を要請し、A警察官は、応援の警察官が本件現場に到着するまで、被告人立会の下、本件植物片の写真撮影等を行っていた。

エ 中央警察署勤務のC警察官は、前記の応援要請を受け、D警察官らとともに、同日午前2時頃から午前2時30分頃までの間に、本件現場に到着した。D警察官は、本件植物片の予試験を実施するため、被告人に対してパトカーに乗るよう求めると、被告人は自らパトカーに乗り込んだ。そして、助手席にC警察官、運転席側後部座席に被告人、助手席側後部座席にD警察官が座り、被告人に対して手順を説明し、C警察官が予試験を実施すると、大麻の陽性反応が出たため、A警察官は、同日午前3時前頃、被告人を大麻所持の現行犯人として逮捕した（なお、弁護人は、本件植物片について、大麻の陽性反応が確実であったかどうか何ら立証されていない旨主張するが、予試験を実施したC警察官とD警察官は、大麻の陽性反応が出たことについて、一致する供述をしており、その信用性を疑わせる事情はない。）。

オ A警察官は、本件現場において逮捕に伴う搜索差押えを実施した上、B警察官らとともに被告人を中央警察署に引致し、E警察官は、同日午前3時6分頃から、取調室において、被告人の弁解録取手続を行った。同手続終了後、C警察官は、被告人がトイレに行きたいと言っている旨の報告を受け、上司に指示を仰ぐと、被告人が何回も大便に行きたいと言っているので、しっかり身体検査を行うようにと指示された。被告人に対するいわゆる凶器捜検（警察官職務執行法2条4項）は、引致の際に行っており、凶器は発見されていなかったが、C警察官は、被告人の言動

等を踏まえ、もう一度凶器捜検を行うことにし、取調室において、手錠・腰縄状態の被告人に対し、「ボディチェックする」旨言い、衣服の外側から正面、背面の順に両手を触れていくと、尻付近に何かを入れている感覚があったため、「何これ」「出して」と言ったが、被告人は無言だった。そこで、C警察官は、被告人のズボンの腰部分を片手で引っ張り、下着の中をのぞき見ると、尻と下着の間にチャック付きポリ袋入り白色粉末（以下「本件粉末」という。）があったことから、「何これ」「出して」と言ったが、被告人は無言だったため、「出すよ」と言いながら下着内に片手を差し入れてそれを取り出した。そして、本件粉末について、被告人が「コカインです」と言ったため、C警察官は被告人からその任意提出を受けて領置した（なお、前記のような本件粉末の隠匿所持状況や被告人の言動に照らし、被告人は本件粉末をコカインと認識しながら所持していたと認められる。）。その後、本件粉末の隠匿場所等の写真撮影や、被告人が任意に提出した尿を領置するなどの捜査が行われた。

(2) 以上の事実関係に基づき、本件捜査手続の適否とその過程で収集された関係証拠の証拠能力について検討する。

ア 現行犯人逮捕に至る手続について

A警察官とB警察官が被告人らに対して職務質問を行ったのは、深夜、被告人が、パトカーを見て驚いた表情をし、歩く速度を上げる、被告人と一緒に歩いていた者のうち1名が、急に反転し、バッグを遺留して逃走するといった不審事由があったためであり、被告人自身、B警察官らに声をかけられると、自由な意思で任意に協力し質問に応じていたとみられるのであって、職務質問の開始に違法な点はない。また、A警察官において被告人が任意に提示した紙幣の間に大麻様の本件植物片が挟まっているのを観察した時点で、被告人の大麻所持の嫌疑が浮上し、職務質問の継続と所持品検査の実施の必要性が認められる状況の下、A警察官らは、被告人に対し、職務質問の一環としてズボンの後ろポケットに隠匿した所持品の提示を求めたり、その承諾を得てズボンの外側から同ポケットに手を触れ、内容について確認したりし、他方、被告人は、職務質問の開始から約10分後、A警察官らの説

得を受け、本件植物片を任意に提示し、A警察官の質問に対して「大麻だというのは分かる」などと言っているのもあって、職務質問とそれに付随して行われた所持品検査にも違法な点はない。そして、被告人がA警察官らに対して本件植物片を任意に提示した時点で、被告人の大麻所持の嫌疑は濃厚になっており、本件植物片につき大麻の予試験を実施する必要性が認められるとともに、手続の適性を確保するべく予試験を被告人の面前で実施することなどを目的として被告人を留め置く必要性も肯定できるところ、前記のとおり職務質問を開始してから被告人が本件植物片を任意に提示するまでに約10分間を要したこと、B警察官らは大麻の予試験用具を携帯していなかったため、中央警察署刑事課に応援を要請してこれを持参してもらう必要があり、そのことに20分ないし50分程度の時間を要したこと、C警察官らが本件現場に到着してからも、被告人に対して予試験の手順を説明し、実施・判定するまでに一定程度の時間を要したと考えられることを踏まえると、職務質問の開始から現行犯人逮捕まで約1時間30分を要したことが不要に長時間であったとはいえないし、この間、警察官が、被告人に対し、本件現場に押しとどめるなどの移動を阻止するための有形力を行使した証跡はなく、他方、被告人の供述によっても、被告人が警察官に対して「仕事があるからもう帰してくれ」などと言ったのは職務質問開始後本件植物片を任意に提示するまでの約10分間に一度だけだったというのであり、立ち去りを求める態度をそれほど強く示していなかったのであるから、警察官が被告人を本件現場に約1時間30分留め置いた措置につき任意捜査として許容される範囲を逸脱した点はない。

以上によれば、現行犯人逮捕に至る手続に違法はなく、本件植物片の予試験の結果、大麻の陽性反応が出たため、被告人を大麻所持の現行犯人として逮捕したことそれ自体にも違憲違法はない。

イ 弁解録取手続終了後のC警察官の行為について

検察官は、C警察官が、被告人のズボンを引っ張ってその中をのぞき見た上、下着内から本件粉末を取り出した行為（以下「本件行為」という。）は、強制処分た

る凶器捜検として適法である旨主張する。

しかし、警察官職務執行法 2 条 4 項の凶器捜検は、本人及び他人の生命・身体・財産の安全確保という行政目的のための強制手段と解されるところ、本件においては、A 警察官らが被告人を中央警察署に引致した際、すでに凶器捜検が行われていたものの、凶器は発見されておらず、その後弁解録取手続終了までの間に、被告人において凶器を隠匿している疑いが濃厚となった客観的事実はない一方、その段階で C 警察官がもう一度凶器捜検を行おうとしたのは、被告人がトイレに行きたいと言っている旨の報告を受け、上司から、被告人が何回も大便に行きたいと言っているので、しっかり身体検査を行うようにと指示されたことを契機としており、C 警察官自身、凶器捜検における凶器には凶器以外のコカイン等の禁制品も含まれると思う旨供述していることに照らすと、C 警察官の意図は、本人及び他人の生命・身体・財産の安全確保という行政目的ではなく、被告人がトイレの個室を使用した際に大麻ないしその関連物件を便器に投棄するなどの罪証隠滅行為に及ぶ事態を未然に防止することにあつたとの疑いを差し挟む余地がある。したがって、本件行為を凶器捜検とみることはできない。

C 警察官が、被告人の協力を求め、その承諾を得て行うよう努める間もなく、手錠・腰縄状態の被告人の着衣の外表に手を触れ、内容について異常の有無を確認し始めた経緯を踏まえると、本件行為に対し、被告人が無言だったことをもって、黙示の承諾があつたものとは認められない。そうすると、本件行為は、被告人の承諾なしに行われた所持品検査といえるところ、その態様は、ズボンの中ないし下着の中にある所持品という外からは見えない状態にある空間や物を見えるようにし、尻と下着の間にあつた所持品を取り出したものであり、それによって侵害・制約された人格的な法益と所持品に対するプライバシーの要保護性（重要性）の高さから見て、搜索と評価されるべき違法な行為であることは否定できない。もっとも、本件行為は、証拠物を発見するための探索的な態様である検査ではなく、外表検査の結果特定された不審箇所を確認する態様の検査にとどまっていたこと、被告人が本件

行為に対して明示的に異議を唱えるなどの言動を示していないこと、身体の搜索令状の発付を受けていれば、本件粉末が発見され、被告人に任意提出を求めることができたとはいえるが、便意を訴える被告人をトイレに連れて行かなければならない緊急状況において、同令状の請求手続をとる現実的な可能性はなかったと考えられること、法の執行方法の選択を誤っていたとはいえ、C警察官の主観としては、警察官職務執行法2条4項に基づく凶器捜検を行ったものであり、令状主義に関する諸規定を潜脱する意図があったとはいえないことを考慮すると、本件行為の違法の程度は令状主義の精神を没却するような重大なものとはいえない。

ウ 本件粉末等の証拠能力について

本件粉末は、C警察官において、本件行為によって初めて発見が可能となり、押収したという関係があるし、被告人の尿も、本件行為後、その日のうちに押収されたものであって、いずれも本件行為と密接な関連を有する証拠である。また、これらの証拠に関する鑑定書も、同様な評価が与えられる。しかし、本件行為の違法が重大とはいえないことは前記のとおりである上、本件粉末と被告人の尿の各押収手続に固有の違法はなく、被告人が任意に提出していることや、証拠の重要性を考慮すると、本件行為に密接に関連するこれらの証拠を許容することが将来における違法捜査抑制の見地から相当でないとは認められないから、本件粉末等の証拠能力を肯定することができる。

(3) ところで、弁護人は、本件粉末の再鑑定に関し、① 同鑑定は本件粉末の押収手続から約1年9か月経過した後に行われているが、その時点ではすでに本件粉末は劣化し、別の物に変換が進んでいて鑑定できない状態であったことは明らかであるから、その鑑定書の証拠能力は認められない、② 同鑑定の手続き中には、捜査官による国家的法益を侵害する重大犯罪の実行、具体的には、F検察事務官が本件粉末に関する領置票に同鑑定嘱託の理由として「弁護人からの要望により」と虚偽の記載をしたことや、検察官による本件粉末の取扱いの不当性といった重大な違法があるから、違法収集証拠としてその鑑定書は排除されるべきである旨主張する。

そこで検討すると、G警察官、C警察官、H警察官、I警察官、J検察事務官、F検察事務官、K検察官、L鑑定人の各供述を含む関係証拠等によれば、被告人から押収した本件粉末は、検察官への事件送致前は中央警察署の証拠品倉庫において、その後は福岡地方検察庁の特殊証拠品倉庫においてそれぞれ保管されていたところ、K検察官は、令和7年11月7日の第9回公判期日において本件粉末に関する鑑定書（甲10）の取調べ請求が却下されたため、本件粉末の鑑定残量を再鑑定する必要があると考え、同月13日、前記特殊証拠品倉庫から本件粉末を借り出して福岡県警察科学捜査研究所に持ち込み、本件粉末を鑑定資料とする再鑑定を嘱託したこと、L鑑定人は、この嘱託を受け、鑑定資料（受託量は0.329g）について、試液、薄層クロマトグラフィー、ガスクロマトグラフィー／質量分析の各検査を行った結果、コカインの含有が認められたと鑑定し、同月17日、その旨の鑑定書（甲24）を作成したことが認められる。以上の事実関係によれば、被告人から押収した本件粉末とL鑑定人が鑑定した資料は同一性が確保されており、その鑑定の経過及び結果の信用性を疑わせる事情はない。弁護人の主張①は、抽象的な可能性をいうものにとどまるし、同②のうち、F検察事務官が本件粉末に関する領置票に再鑑定嘱託の理由として「弁護人からの要望により」と記載したのは、同鑑定後のことであり、検察官による本件粉末の取扱いの不当性として弁護人が指摘する事情を踏まえても、L鑑定人作成の鑑定書の証拠能力は否定されない。

3 以上のとおり、本件粉末とその鑑定書、被告人の尿とその鑑定書（鑑定の結果コカインの含有が認められた。）は、いずれも証拠能力を肯定することができ、これらを含む関係証拠を総合考慮すれば、判示のとおり大麻の施用・所持の事実が優に認められる。

（法令の適用）

省 略

（量刑の理由）

大麻の施用・所持はそれ自体強い社会的非難に値する犯行であり、下着内に微量

とはいえない麻薬を隠匿所持していた態様は発覚しにくい巧妙なものである。

こうした事情に照らすと、被告人の刑事責任を軽くみることはできないが、犯罪歴が見当たらず、本件各犯行を認めていること、同居の母が出廷して家族で監督する旨証言したことを考慮し、刑の執行を猶予するのが相当であると判断した。

(求刑・懲役1年、コカイン1袋の没収)

令和8年9月24日

福岡地方裁判所第3刑事部

裁判官 辛 島 靖 崇